公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育センター附属高等学校 | 下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 財産名称 | 種目 | 数量 | 取得金額 | | 国旗掲揚台 | 雑工作物 | １ | 381,754円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）